

○札幌市証明等手数料条例

昭和21年8月8日
 条例第15号

別表（抜粋）

34	(1) 計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づく非自動はかりの検査			最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひよ量の10,000分の1未満の非自動はかりの第1号に掲げる検査に係る手数料の額は、同号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2倍に相当する額とする。
	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひよ量が1トン以下のもの			
	(ア) ひよ量が100キログラム以下のもの	1個	1,600円	
	(イ) ひよ量が250キログラム以下のもの	1個	2,200円	
	(ウ) ひよ量が500キログラム以下のもの	1個	2,500円	
	(エ) ひよ量が1トン以下のもの	1個	3,900円	
	イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるもの	1個	300円	
	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの			
	(ア) ひよ量が100キログラム以下のもの	1個	600円	
	(イ) ひよ量が250キログラム以下のもの	1個	1,000円	
	(ウ) ひよ量が500キログラム以下のもの	1個	1,600円	
	(エ) ひよ量が1トン以下のもの	1個	2,700円	
	(オ) ひよ量が2トン以下のもの	1個	4,900円	
	(カ) ひよ量が5トン以下で検査設備の運搬を要しないもの	1個	7,700円	
	(キ) ひよ量が5トン以下で検査設備の運搬を要するもの	1個	13,000円	
	(ク) ひよ量が10トン以下で検査設備の運搬を要しないもの	1個	13,000円	
	(ケ) ひよ量が10トン以下で検査設備の運搬を要するもの	1個	23,000円	
	(コ) ひよ量が20トン以下で検査設備の運搬を要しないもの	1個	18,000円	
	(サ) ひよ量が20トン以下で検査設備の運搬を要するもの	1個	39,000円	
	(シ) ひよ量が30トン以下で検査設備の運搬を要しないもの	1個	22,000円	
	(ス) ひよ量が30トン以下で検査設備の運搬を要するもの	1個	54,000円	
	(セ) ひよ量が40トン以下で検査設備の運搬を要しないもの	1個	25,000円	
	(ソ) ひよ量が40トン以下で検査設備の運搬を要するもの	1個	68,000円	
(タ) ひよ量が50トン以下で検査設備の運搬を要しないもの	1個	36,000円		
(チ) ひよ量が50トン以下で検査設備の運搬を要するもの	1個	89,000円		
(ツ) ひよ量が50トンを超え検査設備の運搬を要しないもの	1個	60,000円		
(テ) ひよ量が50トンを超え検査設備の運搬を要するもの	1個	125,000円		
(2) 計量法の規定に基づく分銅又は定量おもり若しくは定量増おもりの検査	1個	20円		
(3) 計量法の規定に基づく適正計量管理事業所における計量管理の方法に関する検査	1件	9,400円		